

特許請求の範囲の読み方 – ビギナー向け

弁理士 鈴木 守

特許請求の範囲は、それまでに特許出願書類に触れたことがない方にとっては難しい書類と感じられることだろう。わざとそう書いているのかと思えるほど分かりにくい。かく言う筆者も遠い昔SEだった時代に1度だけ他社の特許明細書を読まされたことがあるが、初めて読んだときには、いったい何を意図しているのか?と思ったのを臆気ながら覚えている。

第3回のニュースレターで、長嶺弁理士が「特許公報の読み方」について解説をしているが、今回は特許請求の範囲に絞って解説を試みる。

普段特許業務をしていない方にはやむないことではあるけれども、特許請求の範囲の構成要件と権利範囲の広狭の関係を誤解されている方もいらっしゃる。「特許請求の範囲は難しいですね。でもこちらの記事を読んでいただければ一発で分かりますよ」といえるガイドラインがあると良いと考え、特許請求の範囲のしくみと読み方について分かりやすく説明しようと思う。

## 1. 特許請求の範囲のしくみ

特許請求の範囲は、特許の権利範囲を規定する書類である。特許請求の範囲はどうやって権利範囲を規定しているのか。簡単に言えば発明を構成する要件を列挙する形式で権利範囲を規定しているのであるが、まずは例を見ていただきたい。

(例)【請求項1】

座面と、  
背もたれと、  
脚部と、  
を備えた椅子。

この請求項は、「座面」「背もたれ」「脚部」を備えて

いる「椅子」であることを規定している。つまり、これらの3つの構成を持つ椅子が権利範囲であることを表明しており、座面、背もたれ、脚部のうちのいずれか一つでも欠く椅子は権利範囲に含まない。

例えば、次の3つの椅子は、バリエーションは様々であるが、座面、背もたれ、脚部のいずれも有しているから請求項1の権利範囲に含まれる。



【図1】



【図2】



【図3】

ここでひとつ留意事項。【図1】の椅子は、座面、背もたれ、脚部以外に肘掛けを有している。しかし、肘掛けを有していたとしても、座面、背もたれ、脚部を有していることに変わりはないから権利範囲である。換言すれば、座面、背もたれ、脚部さえ有していれば権利範囲であり（もちろん椅子であることは必要だが）、3つの構成のほかに付加的に別の構成があっても問題はない。

一方、次の椅子は、背もたれがないから請求項1の権利範囲には含まれない。このように特許請求の範囲に記載された要件を1つでも有していない場合には権利範囲外となる。



【図4】

では、次の椅子どうだろうか。



【図5】

簡単ですね。この椅子は脚部がないから、請求項1の権利範囲には含まれない。

以上のように特許請求の範囲は、発明を構成する要件によって発明を特定するのであるが、発明を構成する要件というのは言い方を変えると権利範囲に含まれるか否かを判定する際の判定条件といってもよい。この例では、椅子か？⇒座面はあるか？⇒背もたれはあるか？⇒脚部はあるか？⇒全部 YES なら権利範囲内。

冒頭で述べた誤解というのは、構成要件が多い方が強い権利であるという誤解である。例えば、

【請求項1】座面と、背もたれと、脚部と、を備えた椅子。

【請求項A】座面を備えた椅子。

を比較すると、請求項1の方が「座面」も「背もたれ」も「脚部」も規定しているのだから強いという誤解である。例えば、「うちの製品は背もたれがあるからまずいのか？？」といった具合である。請求項に要件が多い方が複雑なこと、難しいことを規定しており強そうな気がするが、権利範囲としては逆に狭くなっていくというのが重要な点である。

## 2. 特許請求の範囲が長くなる理由

特許請求の範囲が権利範囲の判定条件を記載しているなら、その判定条件を減らせば減らすほど権利範囲は広がる。例えば、上述した「【請求項A】座面を備えた椅子。」は、上記した【図1】～【図5】の全部の椅子を権利範囲に含む。

だとすると、特許請求の範囲が長くなる理由はないのではないか！？

確かに、権利範囲を広くするためには要件は少ない方がよい。しかし、要件が少なすぎると従来から存在している技術を含んでしまうことになり、特許をとることはできない。例えば、「【請求項A】座面を備えた椅子。」という発明だと、これって昔からあるよね、ということで特許庁の審査で拒絶されてしまうのである。

そこで、特許をとるために特許請求の範囲は従来には存在しなかった発明を記載しなければならない。

最初に挙げた「【請求項1】座面と、背もたれと、脚部と、を備えた椅子。」も昔から知られているだろう。ここでは、便宜上【図1】の椅子が発明品であり、これを権利化したいとして話を進める。

【図1】に示す椅子が他の椅子と違うところは、1つには肘掛けを有していることだろう。そうすると、

【請求項1】座面と、背もたれと、脚部と、肘掛けと、を備えた椅子。

というような請求項が考えられる。ただし、【図2】～【図5】以外で、肘掛け椅子は公知である。もう少し差別化を図って、

【請求項1】座面と、背もたれと、脚部と、肘掛けと、を備え、背もたれと肘掛けは一体化している椅子。

と言えるかもしれない。それも公知なら、

【請求項1】座面と、背もたれと、脚部と、肘掛けと、を備え、背もたれと肘掛けは一体化しており、かつクッション製である椅子。

【請求項1】座面と、背もたれと、脚部と、背もたれと同じ高さの肘掛けと、を備え、背もたれと肘掛けは一体化しており、かつクッション製である椅子。

等が考えられる。

こんな感じに従来技術との差別化しようとする、構成要件を増やしたり、構成要件を詳しく説明する必要が出てくる。こうしてだんだんと読み手の意欲を奪う長い文章になっていく。

### 3. 特許請求の範囲を難しくしているもう一つの理由

特許請求の範囲を難しくしているもう一つの理由は抽象化である。特許請求の範囲には抽象的な用語が使われることが多い。

ここでも例を挙げる。ここで例示する特許は国や県など地図上の形状を効率よく学習できるようにした学習用具の発明である。国や県の地図上の形態とその形態の輪郭を有する漫画を結び付け、漫画、抽象画、原画の順にその絵に対応する語句と共に提示することで地図上の形態の記憶を容易にするというものである。

第一の関連画 第二の関連画

| 漫画  | 抽象画   | 原画  | キーワード |
|---|---|---|-------|
|    |    |    | ソウル   |
| 大ジャンプ   | 赤ちゃん  | 韓国  | ソウル   |
|   |   |   | アブダビ  |
| あらあら  | 月寝て   | アラブ   | アブダビ  |
|  |  |  | リヤド   |
| サウスポー   | こもり   | サウジアラビア   | リヤド   |

上の絵のように実施形態では、漫画⇒抽象画⇒原画の順で提示されるのであるが、特許請求の範囲では「前記画像表示手段が、前記第一の関連画、前記第二の関連画、及び前記原画を、対応する語句の再生と同期して表示する」と記載されている。第一の関連画は漫画、第二の関連画は抽象画に限定されることなく、いずれも原画に関連した画であれば要件を満たしている！と言いたいため、権利範囲を漫画や抽象画に限定しないようにわざと第一の関連画、第二の関連画という抽象的な用語を選択している。こうした抽象化は強い権利を

作る上ではとても重要なテクニックであるが、こういう抽象化によって特許請求の範囲だけでは内容を理解しづらいものとなる。

### 4. 読み方のヒント

上に見たように、特許請求の範囲は従来技術との違いを規定するための説明が長々と付加されていたり、権利範囲を限定しないために抽象的な文言が採用されていたりすることが原因で、しばしば通常の日本語とは異なり読みづらい文章となっている。

どうやって読むと読みやすいかだが、筆者が実践している方法を紹介する。

まず、「・・・(修飾語)・・・の〇〇部と、」の「〇〇部」を色ペンで四角に囲んだりハイライトしたりする。これにより、長々とかかれた文章の中で何が構成要件となっているかを一目で把握することができる。

「・・・の□□と、・・・の△△と、・・・の××とを有する〇〇部と、」のような場合に、「□□」「△△」「××」には下線を、「〇〇部」には囲みをするといったように強調のしかたを変えると、「□□」「△△」「××」と「〇〇部」とが別のレイヤの構成要件であることが分かりやすい（もちろん色を変えてもよい）。これにより、特許請求の範囲に登場する構成を明確にできる。

次に、抽象語対策として、特許請求の範囲の文言が具体的には何を指しているのか明細書中の用語と対応付け、抽象語の隣りに具体的な構成を書いていく。さっきの例だと、「第一の関連画」の隣りに「漫画」、「第二の関連画」の隣りに「抽象画」と書き込んでいく。このとき肝心なこととして、図面を傍らにおいておき、構成要件がどこのことを言っているのかを確認する。筆者は必ず文章と図面を隣り同士に置いて見えています。

これらを行えば、特許請求の範囲の内容を容易に理解できるはずです。ぜひお試しください！



KSI パートナーズ法律特許事務所

〒150-0031  
東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.Sビル5棟4階  
TEL: 03-6455-3679

E-MAIL: patent@ksilawpat.jp



ksilawpat.jp